

日本電子キーボード音楽学会 会則

第一章 総 則

第1条 本会は、日本電子キーボード音楽学会と称する。

第2条 本会は、電子キーボードによる音楽の表現、教育、理論等の研究、および隣接諸科学に関連する学際的な研究協議を行い、もって音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術的研究の成果発表および研究大会、研究協議並びにワークショップなどの開催
- (2) 学会誌「電子キーボード音楽研究」その他の編集及び刊行
- (3) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第4条 本会に、事務局を置く。事務局の所在は、幹事会の議を経て決定する。

第二章 会 員

第5条 本会は、次の会員で構成する。

- (1) 正会員 — 電子キーボードによる音楽の研究に携わる者（大学院生を含む）。
- (2) 学生会員 — 電子キーボードによる音楽の研究を志す者（院生以外の学生を含む）。
- (3) 海外会員 — 海外在住で電子キーボードによる音楽の研究に携わる者。
- (4) 団体会員 — 学術的研究に従事し、本会の趣旨に賛同する機関団体等。
- (5) 賛助会員 — 本会の趣旨に賛同し、会の依頼によりその事業を賛助する個人または法人。

第6条 入会手続きおよび入会の承認は、次のとおりとする。

- (1) 正会員および学生会員および海外会員として入会を希望する者は、正会員1名以上の推薦を受けて申請し、幹事会の承認を受ける。

*海外会員の会費は2,000円とする。

- (2) 団体会員として入会を希望する者は、幹事会の承認を受ける。

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。会費については別に定める。

第三章 組織および運営

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 2名
- (3) 幹事代表、副代表を含め8名以上10名以内
- (4) 会計監査 2名

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 代表幹事は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表幹事は代表幹事を補佐し、会の運営にあたる。
- (3) 幹事は本会の管理・運営にあたる。
- (4) 会計監査は本会の会計を監査する。

第10条 役員は、正会員の中から次の方法により選出する。

- (1) 代表幹事は、幹事会の互選により選出し、総会において報告する。副代表幹事は、幹事の中から代表幹事が幹事会に諮り指名し、総会に報告する。
- (2) 幹事の内6名は、会員の投票により選出し総会において報告する。残りの4名以内は代表幹事が幹事会に諮り指名する。

(3) 会計監査は幹事会において推薦し、総会において承認を得る。

第11条 本会の役員の任期は2年とし、再任は妨げないが、連続する2期を超えることはできない。ただし、代表幹事の指名する幹事の内1名は、運営上の必要がある場合には1年とすることができる。

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、本会の事業および運営に関する次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 決算および予算
- (3) 役員の承認
- (4) 会則等の改正
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項

第13条 総会は、年1回代表幹事がこれを招集し、正会員の3分の1以上の出席(委任状含む)により成立する。

- 2 総会の議決は、出席者の過半数による。
- 3 臨時総会は、幹事会の決議または会員の過半数の記名請求により代表幹事が招集する。

第14条 幹事会は、年2回以上代表幹事が招集する。なお幹事会構成員の過半数が開催を請求した場合、代表幹事は、これを招集しなければならない。

- 2 幹事会は、構成員の3分の2以上の出席(委任状含む)により成立する。
- 3 幹事会の議決は、出席者の過半数により決定する。
- 4 幹事会は、次の諸事項の執行の任にあたる。
 - (1) 学会の運営、広報および各種文書の作成
 - (2) 事務局の管理・運営
 - (3) 大会の企画・運営、および各種研究会・協議会等の連絡・調整
 - (4) 予算案・決算案の作成
 - (5) 共催・後援等、学会の支援活動
 - (6) その他、本会の目的に照らして必要と認められる活動
- 5 幹事会は、第3条に定める事業を行うため、編集委員会その他必要な部会などを置くことができる。これら部会の規程は別に定める。

第四章 会計

第15条 本会の会計は、会費その他の収入により運用する。

第16条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条 会計監査は、毎年1回以上、本会の会計を監査する。

附 則

1. 本会則は、2005年4月1日から施行する。
2. 第10条の規定に係わらず、発足当初の役員は、実行委員会の決定による。
3. 2009年11月8日改正
4. 2010年10月10日改正
5. 2012年11月11日改正
6. 2013年10月13日改正

日本電子キーボード音楽学会編集委員会規程

第1条 会則第3条の（2）に基づき、本学会に編集委員会を置く。

第2条 本委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 学会誌『電子キーボード音楽研究 (Journal of the Japan Society for Electronic Keyboard Music)』の発行 (原則として年1回)
- (2) 会員の研究論文等に関する記事の学会誌への掲載
- (3) 学会誌に掲載する研究論文等の募集、および編集に関わる事項
- (4) 研究論文の査読・選定に関する原案の作成

第3条 本委員会は、幹事会が幹事のうちから選出した2名の委員と、専門分野を考慮して会員の中から選出した3名の委員をもって構成する。

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条 委員の互選により、委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員会を招集し、会務を統括する。

第6条 委員会は、毎年1回以上開き、編集方針その他について協議する。

第7条 委員会は、会務を遂行するため、必要に応じて専門委員若干名を委嘱することができる。

第8条 学会誌への投稿規定は別に定める。

附 則

1. この規定は2012年11月11日から実施する。

日本電子キーボード音楽学会誌投稿規定

1. 名称と内容

日本電子キーボード学会は、年に1度、学会誌『電子キーボード音楽研究（Journal of the Japan Society for Electronic Keyboard Music）』を刊行する。使用言語は日本語または英語とする。

2. 論（原）稿の種別

（1）論文

- 論文は、本文（楽譜、図版、表等を含め20,000字以内）のほか、和文要旨（800字以内）及び英文要旨（300語以内）の提出を要件とする。
- 編集委員会の指定する第三者による査読を実施する。
- 英文要旨は、執筆者の依頼があれば、専門家による翻訳あるいは査読を委託する。

（2）研究報告

- 研究報告（楽譜、図版、表等を含め10,000字以内）には、本学会の部会・分科会の報告、会員個人あるいは任意のグループによる研究の取り組みに関する報告等が含まれる。

（3）活動報告

- 活動報告（5,000字以内）には、会員の演奏、創作、教育、他学会参加等の活動の報告が含まれる。
- 活動の内容は、編集委員会がこれを整理する。

（4）その他

その他の投稿（5,000字以内）は、内容に応じ編集委員会が、提言、批評、書評、紹介等、適宜区分する。

（5）大会記録

本学会の全国大会の記録

3. 投稿者の資格

投稿者は原則として会員とする。ただし依頼原稿執筆者はこの限りでない。

4. 投稿要件

- （1）原稿は原則として未公刊のものとするが、編集委員会が意義を認めたものについて
は、この限りとしない。
- （2）ワープロ原稿を原則とし（WindowsのWordによる提出が望ましい）、A4版、横書きとする。
- （3）書式の詳細は、「書式の原則」を参照すること。

[学会誌第四号記載の文を参照]

5. 投稿論稿の採否について

- （1）投稿論稿は、編集委員会によって精査され、その掲載の可否が決定される。なお、論文に関しては、第三者に査読を依頼する。
- （2）投稿論稿は、編集委員会での精査の結果、修正を求められることがある。

6. 提出期限

提出締切の期限は、毎年5月末日とする。

7. 投稿及び問い合わせ先

日本電子キーボード音楽学会

附 則

- 1. この規定は2006年10月28日から実施する。
- 2. 2010年10月10日改正